

河川におけるドローン利用

令和元年7月30日

国土交通省 水管理・国土保全局
河川環境課

河川におけるドローン利用

河川で考慮すべき事項

河川で考慮すべき事項

【民有地】

民法（土地所有権の範囲）

第二百七条 土地の所有権は、法令の制限内において、その土地の上下に及ぶ。

【D I D地区】

航空法（飛行の禁止空域）

第一百三十二条

二 前号に掲げる空域以外の空域であつて、国土交通省令で定める人又は家屋の密集している地域の上空

【イベント開催情報】

航空法（飛行の方法）

第一百三十二条の二

四 祭礼、縁日、展示会その他の多数の者の集合する催しが行われている場所の上空以外の空域において飛行させること。

【輸送物件】

航空法（飛行の方法）

第一百三十二条の二

五 当該無人航空機により爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件で国土交通省令で定めるものを輸送しないこと。

- 河川区域内にも民有地が多数存在※
- 土地の立入については、河川管理者も土地所有者の承諾が必要。

※全国の直轄河川の河川敷の約 1 / 4 が民有地

- 一部の河川では、水面も含めてDID地区となっている。

- 河川管理者は、河川で行われる催し物の全てを把握していない※

※ 花火大会やマラソン大会などは把握しているが、スポーツの試合など占用地の利用詳細は把握していない。

- 河川は水源として利用されている。
- 河川上空を縦断的に飛行するなど、利用形態によっては、航空法で輸送が禁止されている火薬類等以外に、水質への影響が顕著なものについて議論が必要。

※ 水質事故を起こした場合、流出箇所の処理、土壌の処理、河川への流出防止等の処置は原因者²が行うことが基本になります。

河川で考慮すべき事項

【河川の利用制限】

公共の利益や他人の活動を妨げない限りにおいて、自由に使用できることが原則。


- ドローン利用の増加や、利用形態が変化することにより、河川管理の観点から制約を設ける必要が生じる可能性がある*

※現在も地域のルールとして、河川敷の利用方法としてドローン飛行禁止としている河川はある。

【河川にある施設の管理者】

河川の国有地は、占有されている。

(例：グラウンド、サイクリングロード、樋門等構造物、橋梁)

- 
- 占有者が占有目的に支障があると考えれば、ドローンの飛行を制限する可能性がある。

【自然環境への影響】

河川は動物の生息・成育繁殖の場である。

- 鳥類への影響はもちろん、飛行高度によっては、騒音等による地上の動物への影響を把握する必要がある。

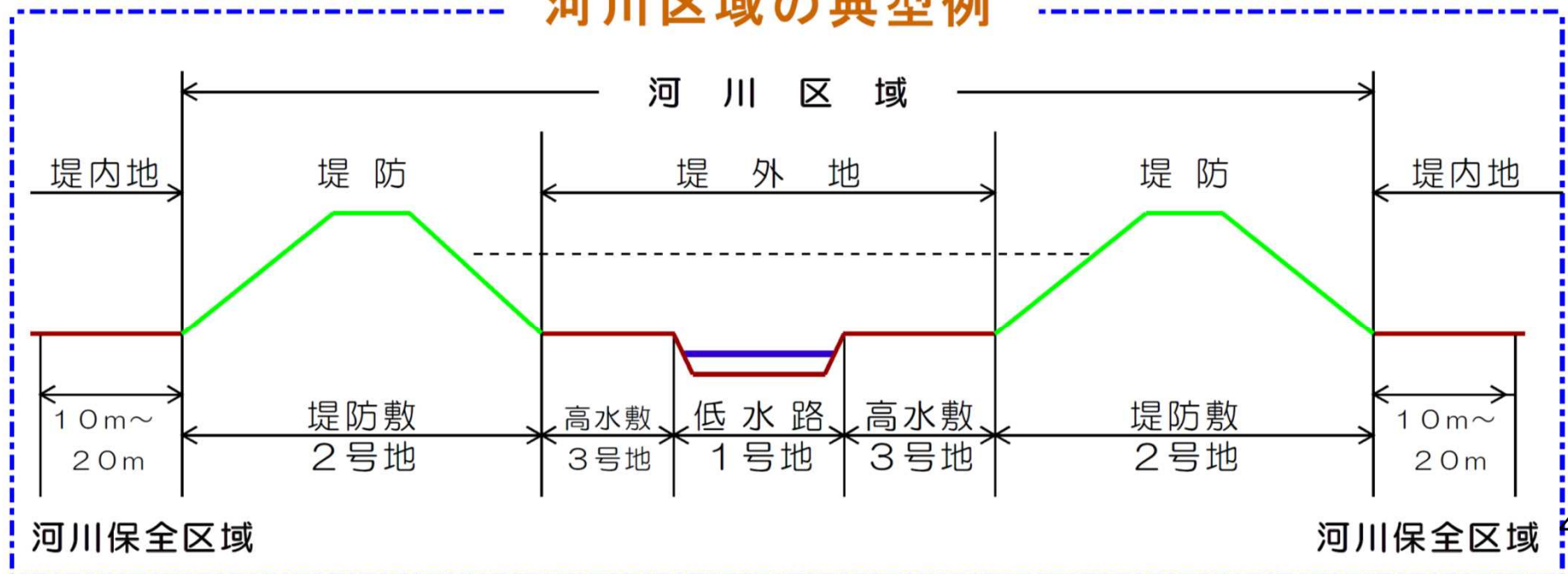
河川区域とは

河川区域とは、河川を管理するために必要な区域で、基本的には**堤防と堤防に挟まれた間**の区域をいいます。

河川区域は、大きく分けて①通常水が流れている土地（1号地）〔**低水路**〕②堤防や護岸など、河川を管理するための施設の土地（2号地）〔**堤防敷**〕③1号地と2号地に挟まれている土地で、1号地と一体化して管理を行う必要のある土地（3号地）〔**高水敷**〕の3種類に分かれています。

なお、河川区域内の土地は、ほとんどが河川管理者の管理する国有地ですが、民有地も存在しています。

河川区域の典型例



河川におけるドローン利用

民間事業者を確認したいこと

民間事業者を確認したいこと

【個人ドローン利用者との関係】

現状において、個人が飛行させるドローンとの衝突トラブルを回避等、留意していることや取組など

【他のドローン事業者との関係】

限られた空間を、複数の事業で共有するために、留意していることや取組など

【河川管理者との関係】

河川で事業を実施するにあたり、河川管理者と取り組んだこと（あるいは一緒に取り組みたいこと）

【事業規模や将来の上空利用状況イメージ】

各社で考えている事業規模（一定の空間に○台 1日に○台など）と、個人・他事業も含めた将来の上空利用状況

【200g以下のドローンについて】

各社の事業と200g以下のドローンとの衝突等のトラブルを回避するために行っている取組や、事業における200g以下のドローン活用など。